

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

現業職員の正規採用を求める署名について (お願い)

■茨城県高等学校現業職員労働組合(茨城高教組現業職員部)は、県立学校における現業職員の正規採用が2000(平成12)年度以降おこなわれず、退職者の補充が「嘱託」職員によっておこなわれている現状を改め、正規採用を再開するよう求める要求署名運動をおこなっている。■週あたり労働時間は正規職員が40時間であるのに対し、「嘱託」職員の場合30時間となっており、通例1校あたり2名配置されている技術員の、早番遅番を含む勤務時間の設定にも支障を生じている。■「嘱託」職員の給与は、正規職員にくらべて低く抑えられている。■また、

全国的動向から見て、県立学校の現業職員について県当局が「民間委託化」に着手するおそれもある。■正規職員の賃金引き下げの危険性もある。2007(平成19)年度、県当局(知事)は現業職員給与の最大19.3%カット(55歳で年額1,275,000円)を提案した。交渉によりいったん取り下げたものの、実施を断念していない。■現業労組は、これらの課題の解決を求め、7月上旬を目途として、要求署名の集約をおこなっている。(署名用紙および説明書は各分会に送付済みです。職場の全職種の教職員による取り組みをお願いします。)

夏季休業期間中の「研修」について

■授業や特別活動などの教育活動をおこなうにあたっては、専門分野に関する知識や技能はもちろん、それにとどまらない幅広い教養や知見が必要とされます。教員には絶えず自らの知識や教養を高めるための努力が求められているのです。■教育公務員特例法は「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」(第21条)と規定し、教員に絶えず「研修」(「研究」と「修養」)を義務づけています。夏季休業期間中に、勤務場所を離れておこなう研修は、教

員の重要な職務です。■「自宅でなければならない理由がなければならない」とおかしなことを言って研修を許可しない校長がいるようです。これは研修の妨害であり、教育公務員特例法第22条第2項を蹂躪する違法行為として懲戒処分の対象になります。このような言動を聞いたらすぐに茨城高教組に連絡してください。■「研修」のありかた、「研修承認願い・報告」の書き方については、ウェブサイト www.mito.ne.jp/~iba-kou/kenshuu/kenshuu2.htm で詳しく説明しています。ご覧ください。

茨城高教組 夏季学習交流集会のご案内

2009年8月22日(土) 13:30 ~ 23日(日) 12:00

会場 ホテル山の荘 笠間市笠間 975-2 (Tel. 0296-72-1221)

第1日目 講演 「現代の若者の労働環境と学校の課題」(仮題)

講師 河添 誠 (首都圏青年ユニオン書記長)

交流

第2日目 職場交流

参加申し込みは、職場の分会長または書記局まで。組合員の参加は無料です。

必修〈道德〉は生徒の道德性の発達をうながすか？ (第17回)

日本会議による教育基本法違反の「教育への不当な支配」

「六千人の命のビザ」—— 杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム (2)

§1 日本会議と必修〈道德〉

(つづき)

「日本会議」広報誌の鼎談において、会長の三好達(元最高裁判所長官)が茨城県知事橋本昌に対して、「必修道德」テキスト中の3つの教材について注文をつけた。

ひとつめは、「夜回り先生」水谷修の文章(教材13)だった。

「余りにも品のない」教材

ふたつめが「16歳のひとりごと」(教材2)である。三好は「余りにも品のない言葉遣いをしていて、道德のテキストに載せる教材としては、いかがか」と言う。ひとつめが服装、ふたつめが言葉遣い。三好にとっての「道德」とは、まずはマナーとかエチケットなどのことである。

教材2は、どのように「余りにも品のない言葉遣い」なのだろうか。

「オレは県内のある県立高校の1年生だ。名前は、ケント。」

三好のいうとおり本物の高校生(健人)が執筆した教材だろう。「ケント」が入学した高校の文化祭は、「美術部、写真部、書道部、

文芸部といった文化部の展示や、環境問題フォーラム、古本市、短編映画の上映会」、「体育館では、演劇部、吹奏楽部、ダンス同好会などの発表」と、「さすが高校の文化祭だなどと感動」(傍点引用者。以下同じ)する内容だ。「空き缶で作った巨大壁画」の「図柄は、確か筑波山だった」。この高校にはケントが所属する弓道部もある。「夜のピクニック」(教材19)が水戸第一高校なら(www.mito.ne.jp/~iba-kou/kikanshi/982.pdf)、今回はさしずめ土浦第一高校というところだろう。

ケントは、アルバムのなかに母親が自分にあてて読んでおいたメッセージをみつけて「照れくさいけど正直言って嬉しい」と感じる。ケントは、家族を大切に、まさに「日本会議」好みの少年である。さらに、「『武道』という日本独自の文化に興味を持ったんだ。……日本人は日本のことを知っておかないとね。……入部して2か月たった今じゃ、弓道にすっかりはまっ

てしまっている。」

「オレは県内のある県立高校の1年生だ。名前は、ケント。」

の剣道や柔道、弓道などでは身なりを正しくということは自然と身につけてきますけどね。」と述べる(横山はつねに服装重視である!)のにも一切取り合わず、「道德のテキストに載せる教材」にふさわしくないとまで言って、ケントをこっぴどく貶す。「オレの名はケント。もうすぐ16歳の誕生日を迎える。」

三好の気に召さない理由としては、この「オレ」くらいしか見当たらない。しかも「ひとりごと」なのだが、この程度で「余りにも品のない言葉遣いをしていて、道德のテキストに載せる教材としては、いかがか」とまで言う三好の感性はかなり特異なもののように思われる。

「それはご迷惑でしょう」

鼎談の中で三好は「躰なり道德なりというもの」についてこう述べている。

「ある母親が、日頃から『それはご迷惑でしょう』と言って幼児を躰けている様子をみたことがあります。」まさに上流階級の上品な言葉遣いである。三好は、それをたまたまどこかで耳にしたというのではない。「日頃から……躰けている様子をみた」というのだ。なるほど、これでは「オレ」な

どという「余りにも品のない言葉遣い」を聞けば驚愕し、嫌悪感に襲われてしまうだろう。

県内随一の名門校の生徒にして、母親思いの、伝統文化を尊重する高校生。教材2が描写する高校生像は「中品の上」(?)くらいだと思うが、「上品」な「日本会議」会長三好達は、これを「下品」なものだという。三好の人間観・社会観は、きわめて制限された社会的経験の上に形成された一面的で硬直した見解である。一部の「上品」な階層には適合的かも知れないが(?)、日本社会の現実には完全に不適合である。

このような一部階層の趣味に立脚した差別的「道徳」を、すべての県立高校で「必修」とするのは妥当性を欠く。

人種差別に反対する大日本帝国

3つめが、マーティン・ルーサー・キングの「I Have A Dream.」(教材29)である。

この「私には夢がある」は、1963年8月の「ワシントン行進」の際のもので、アメリカの公民権運動のひとつの頂点をなす有名なスピーチである。ただし、『ともに歩む』への収録にあたっては、社会的背景についての説明や訳注が一切ないなど、問題がある。しかし三好が問題にするのはそのことではない。

「キング牧師のスピーチが入っていました。結構だと思のですが、人種差別撤廃問題を取り上げるなら、人種平等を主張した先駆者は日本であること、……も、

教えて頂きたいと思えました。」

三好は、第一次世界大戦の「パリ講和会議で日本の代表が国際連盟の盟約に人種平等の原則を入れることを提案した」ことを、教材として採録すべきだと言う。

三好はたんなる思いつきで言っているわけではない。大日本帝国が国家の政策として人種差別に反対したという説は、「日本会議」メンバーが近年力を入れている領域である。「日本会議」の主張は、南京虐殺(1937年)の事実の否認、沖縄での住民の集団自決(1945年)や従軍慰安婦への帝国軍隊の関与の否認、東京裁判(極東国際軍事裁判、1946-48年)の一方的批判を通じての戦争責任の全面否認、などに止まらない。いわゆる「歴史修正主義」は、大日本帝国に対する否定的評価の否認の段階から一歩進んで、「人種平等を主張した先駆者は日本である」などの肯定的評価を提出する段階に進んでいる。

『ともに歩む』の改善を約束

この点は「杉原千畝」とも深い関係がある。「日本会議」が「杉原千畝」に関連して提出する主張については後ほど検討することにし、とりあえず鼎談の結末を確かめよう。

三好達から3点について注文を受けた茨城県知事の橋本昌は、直ちに言明した。

「ご指摘を参考に改善に努めていきたいと思えます。」

橋本昌は、あっさりと「改善」を約束してしまった。しかし、

茨城県教育委員会発行の『きょういく茨城フォトインフォメーション』(第18号、2008年7月4日、www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kouho/kouhoshi/h20/18/P10.pdf)では、橋本が「改善」を約束した教材が、目玉として宣伝されている。

「“夜回り先生”こと水谷修さんの講話や、高校生を主人公にした身近な物語など生徒にとって興味のおおく内容です。」(www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kouho/kouhoshi/h20/18/P10.pdf)

また、鼎談の2年前に橋本は「全国知事会」に対し、茨城県の「必修道徳」について報告したなかで、次のように述べていた。

「本県のある高校に通う高校1年生の学校生活を扱った『16歳のひとりごと』。主人公の生き方から自分の生き方を考えるとともに、家族の絆も見つめる。」(全国知事会「先進政策バンク」、www.seisaku.nga.gr.jp/kohyo/kohyo_top.php?seq=1037&uri=%2Fsearch%2Fsearch.php%3Fken%3D08)

たぶん、橋本は『ともに生きる』をまったく読んでいないに違いない。舐めるように(?)読んできた三好達に具体的に指摘されて、中身も見ずに改善を約束してしまったのだろう。

教育基本法違反の「不当な支配」

読みもしないで宣伝したり、また、指摘を受けると検討もしないで改善を約束する。軽率で無責任としか言いようがない。

しかし、橋本の約束には一層重大な意味がある。

『ともに歩む』は、知事部局から独立した行政委員会である茨城県教育委員会が、編集・発行しているものである。この件に関して、知事には法律上いかなる権限もない。知事である橋本昌は、法律上の権限のない事柄について「改善」を約束したことになる。

たとえば、知事が、監査委員が権限をもつ行為をおこなうことを言明したり、あるいは地方労働委員会が権限をもつ行為をおこなうことを言明したりすれば、地方自治法や労働関係調整法の規定を蹂躪する違法行為をはたらくことになる。知事の行為としては到底許されるものではなく、その職にとどまることは不可能だろう。

ここで橋本昌が言明したのは、それらと同様に重大な事柄である。しかも、「基本法」と名のつく法律に抵触する重大な行為である。教育基本法(昭和22年、法律第25号)の全部を改正して成立した教育基本法(平成18年12月22日、法律第120号)の第3章(教育行政)、第16条(教育行政)は、次の通り定めている。「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである。」

知事である橋本昌は、教育基本法の禁ずる「不当な支配」にあたる行為をおこなう意思をはっきりと表明したのである。

橋本は、2007(平成19)年12月、「教育再生会議」に対し、

「教育改革の旗を掲げて」と題するレポートを提出した。「私は……知事就任以来、教育には特に力を入れてまいりました」として、次のように述べた。

「今年度から全国で初めて全県立高校の1年生に『道徳』の授業を導入しました。生徒たちが、社会のルールを守ることの大切さを改めて考えたり、相手の立場にたって考えることができるようになったという声が聞かれています。」(www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/tihou.html#01)

生徒ではなく、橋本昌自身が、まず「社会のルールを守ることの大切さ」について考えなければならぬだろう。

日本会議と法令遵守

この鼎談をつうじて、「日本会議」会長三好達は、現職の茨城県知事橋本昌に対して、『ともに歩む』の記述を改善するよう要求した。県知事が「改善」を約束したのは、教育基本法の禁ずる「不当な支配」にあたる行為であった。すなわち、元最高裁判所長官の三好達は、橋本昌に対して教育基本法が禁止する違法な行為をおこなうよう教唆したことになる。

「日本会議」は2002(平成14)年11月30日、帝国ホテルで設立5周年大会を開催し、「憲法改正、教育基本法の全面改正、国立追悼施設計画の阻止などを求める大会決議」を採択した(www.nipponkaigi.org/0100-toha/0160-5years.html)。「日本

会議」は新しい教育基本法の制定を求めて運動してきた。そして今、会長の三好達は全面改正(2006〔平成18〕年)によって成立した教育基本法第16条が禁ずる、教育に対する「不当な支配」にあたる行為を、公職にある者に対して公然と教唆煽動している。

「日本会議」は、遵守する意思のない法律の制定(「改正」)のために運動する団体である。

『日本の息吹』で県議会質問

2008(平成20)年12月の埼玉県議会定例会において、県議会議員の森田光一(自民党)が、「〔埼玉〕県立高校における道徳教育」について質問した(www.pref.saitama.lg.jp/s-gikai/gaiyou/h2012/20121060.html)。

森田は、質問のなかで茨城県の「必修道徳」について紹介したが、情報源は、「日本会議」会員に送付された『日本の息吹』11月号掲載の「鼎談」だった。森田は、茨城県知事橋本昌が挙げた「生徒のアンケート」と、横山亮次が受けたという「報告」の内容(前号参照)を、ほぼそのまま紹介した。森田は、情報の出所が『日本の息吹』の鼎談であるとは述べていないが、『日本の息吹』の鼎談記事だけをたよりに県議会質問をおこなった。公表されていない「アンケート」の結果と趣旨不明の「報告」が、他県での「道徳教育」のあり方に影響を及ぼすことを目的として、「日本会議」会員の県議会議員によって利用されたのである。(次号につづく) ㊞